

3. 自然再生事業の対象となる区域



3-1 事業の対象となる区域

1) 位置及び対象区域

自然再生事業の対象となる区域は、宮城県仙台市宮城野区蒲生に位置し、国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区（49ha）及び、干潟に隣接する宮城県所有の緩衝緑地等（7.8ha）、民有地（1.6ha）からなる、合計 58.4ha とする。

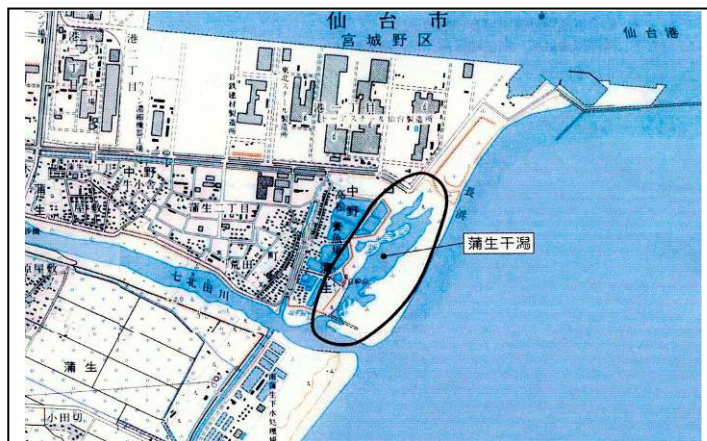


図 3-1-1 対象区域位置図

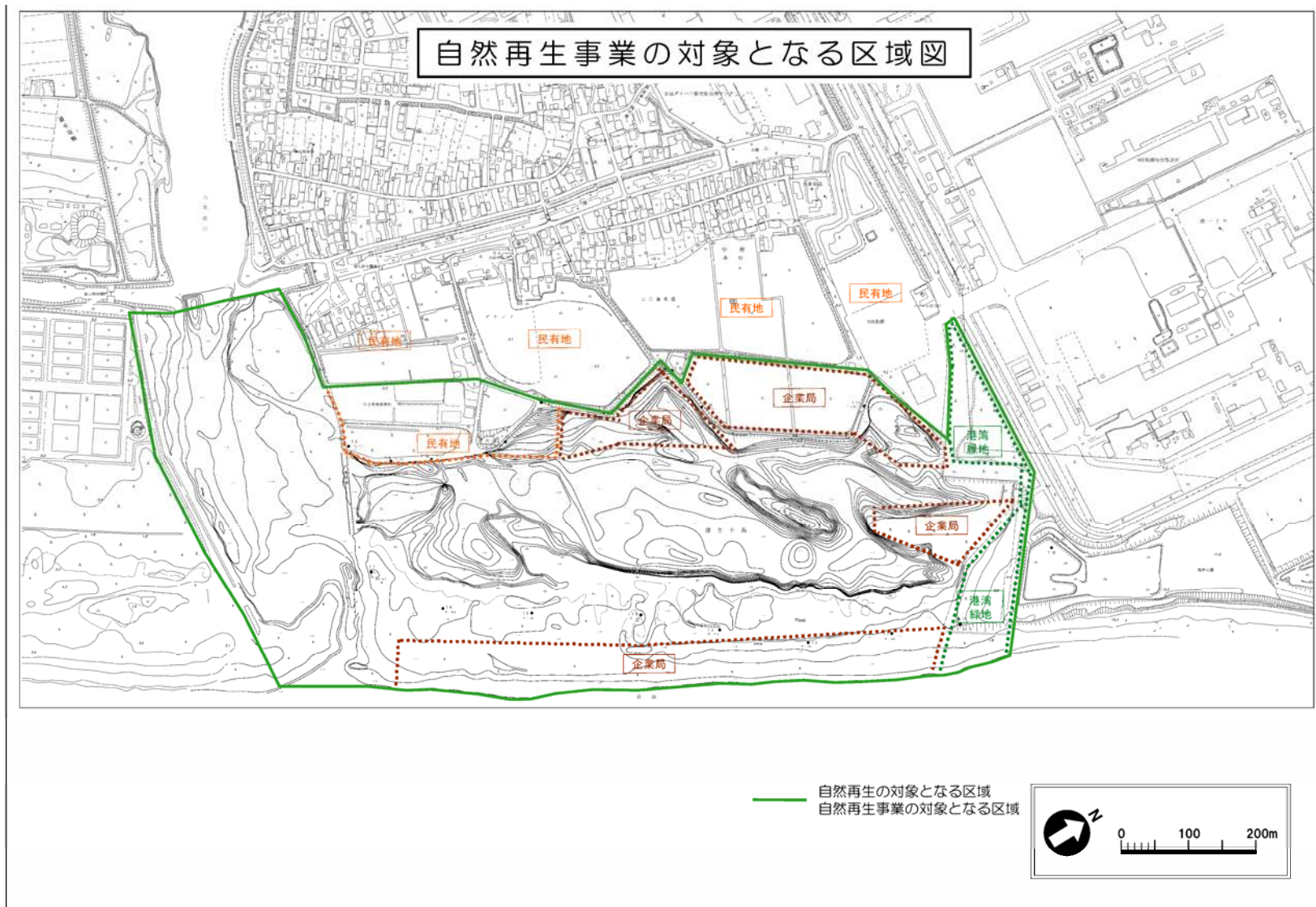


図 3-1-2 自然再生事業の対象となる区域

2) 土地所有状況

事業の対象となる区域の土地所有状況は、以下のとおりである。

自然再生事業対象区域			
所有者	鳥獣保護区	鳥獣保護区以外	合計
国有地	39.0		39.0
県有地（企業局）	8.0	7.8	15.8
民有地	2.0	1.6	3.6
合計	49.0	9.4	58.4ha

3) 権利制限関係

事業の対象となる区域の指定状況は、以下のとおりである。

区域名	根拠法
国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区	鳥獣保護法
県仙台湾海浜自然環境保全地域	宮城県自然環境保全条例
仙台塩釜港（仙台港区）港湾区域および臨港地区	港湾法
海岸保全区域（蒲生地区蒲生地先）	海岸法
二級河川七北田川河川区域	河川法
準工業地域	都市計画法
工業地域	都市計画法
工業専用地域	都市計画法
緩衝緑地（向洋緑地）	港湾法
都市計画緑地（西原緑地・旧貞山運河）	都市計画法
潮害防備保安林	森林法

3-2 事業の対象となる区域の干潟・砂浜の修復に係るこれまでの取り組み

事業の対象となる区域においては、これまでも干潟・砂浜の修復に関わる取り組みが行われてきた。特に1990年代以降は、導流堤の修復や、堆積砂の除去、越波防止堤の設置等、蒲生干潟の環境保全のために、さまざまな取り組みを行っている。

表 3-2-1 これまでの取り組み (出典 2 及び出典 13 より作成)

取り組み	1960年代	1970年代 (S45~S54)	1980年代 (S55~H元)	1990年代 (H2~H11)	2000年代			
導流堤に関する取り組み	1961 石積導流堤敷設	1972 ヒューム管の埋設	1978 壊・沈下 石積み導流堤一部崩	1989 水門(3基)を備えた 導流堤を建設	1993 崩壊 石積み導流堤が一部	1997 倒堰設置 導流堤修復、水門・転	1999 導流堤石積修復	
堆積砂に関する取り組み				1992 潟内流入土砂撤去	1995 導流堤背後の潟内流 入土砂撤去	1999 周辺土砂撤去	2000 導流堤周辺土砂撤去	
越波防止に関する取り組み				1992 越波防止の土囊設置 (3段150m)	1993 波浪により越波防止 土囊流出	1998 越波防止堤設置 (129m)	1999 越波防止堤設置 (146m)	2000 越波防止堤設置 (144m)
植生管理に関する取り組み				1992 ヨシ移植	1993 移植した多くのヨシ が流出			
周辺環境の変化	1961 旧河口締め切り、新河口の掘削工事竣工	1971 仙台港開港	1974 完成 南防波堤(1.8km)	1976 投入 養浜(沖合に浚渫土砂)	1982 南防波堤基部に翼堤 (250m)完成	1984 七北田川上流部に、七 北田ダム完成	1991 七北田川改修工事着 手(川幅拡張)	1994 七北田川改修工事竣 工